

対訳西鶴全集九

新可笑記

訳注

富麻
士生
昭磯
雄次

明治書院

麻生磯次<あそう・いそじ>

富士昭雄<ふじ・あきお>

〔略歴〕 明治29年生。

大正9年東京大学文学部国文学科卒業。

学習院院長をへて現在日本学士院会員。

文学博士。

〔略歴〕 昭和6年生。

昭和30年東京大学文学部国文学科卒業。

駒沢大学文学部教授。

対訳西鶴全集 九
新可笑記

昭和五十一年八月二十日印刷
昭和五十一年八月二十五日発行

二六〇〇円

著者 麻生磯次
富士昭雄

発行者 明治書院

代表 三樹 彰

印刷所 大文堂

代表 梶原忠幸

発行所 株式会社 明治書院

東京都千代田区神田錦町一の十六

電話 二九四一五三三六

振替 東京三十四九九一

©一九七六 麻生磯次

0393-24809-8305

高陽堂製本

凡 例

一 本書は上段に原文を翻刻し、下段にその対訳文を収載した。

一 本文の作成にあたっては、最も信頼できる初板本を底本に選び、さらに諸本を参照して、可能な限り原文を忠実に翻刻するように努めた。挿絵はそのすべてを本文該当箇所に収めた。ただし、行移り・丁移りは原文によらず、なお適宜段落を設けた。会話に相当する部分に「」印をつけた。

一 句読点 原文には白丸○点および黒丸●点が施されているが、その位置は必ずしも厳密なものではない。そこで諸注を勘案して新たに句読点をつけた。

一 漢字の翻字は、次のような方針によった。

1 正字体 原文の正字体はそのまま正字とした。ただし一般に通用されていない正字体はこれを避けた。

(例) 閑↓間 疊↓量

2 略字体 原文の略字体の内、現在も行われているものはそのままとした。これらの中には俗字・通用字等があり複雑であるが、しばらく略字として扱う。(例) 塩、釈、条、声、体、才、宝、万、礼

ただし、右と同じ字でも正字を用いてある場合や、正字の行草体とまぎらわしい次のような略字は、正字に翻字することにした。(例) 榮、賞、勸、観、帰、国、齒、断、変、来、恋

3 異体字 読みやすさを考慮して、次のように正字体に改めた。これらの中には古字・同字・俗字・国字などがあるが、しばらく異体字として扱う。(例) 𪛗↓喜、算↓算、敕↓數、取↓最、杓↓杉、邊↓邊、役↓役

ただし、当時慣用のもので正字に直すことの不適当な異体字や、特定の正字に直しにくい同字は、特に残すことにした。(例) 菴、磯、哥、良、鉢、相、蘭、泪、寐、桖、梔、婁、宰

4 当て字 当時慣用のものはなるべく残すことにした。(例) 社↓ミヤ、迎↓ムカ、風與

5 誤字・誤刻 明らかな誤字・誤刻や、固有名詞の誤字と思われるものは改めた。(例) 右↓ミナミ、古、鯨↓鯨
なお次のように、誤字であっても当時広く慣用されたものは、残すべきではあるが、読みやすさを考慮して、こ

こでは正字に改めた。(例) 勒↓勤、劬↓州

6 漢字につけられた濁点は、訓みを示すものとして妥当な振り仮名に改めた。(例) 共↓ども、嬉↓がな、悲↓かな

7 反覆記号は原則として原文のままとした。なお、漢字一字の反覆記号「々」は通行の「々」とした。

一 仮名づかい 原則として原文どおりにした。ただし、かん行字や明らかな誤りはこれを正した。

一 振り仮名 原則として原文どおりにした。ただし、かん行字や明らかな誤りと思われるものは改めた。また、本来は本文中にあるべき活用語尾や助詞が、振り仮名中に含まれている場合は、原文のままとした。(例) 取、かん神田橋たてたて

一 清濁 本文および振り仮名の清濁表記には誤りや脱落があるので、新たに削補をおこなった。(例) いへとも↓いへども、書へし↓書べし、只↓ただ只

一 半濁点 本文および振り仮名の半濁点の表記を欠くものにはこれを施し、半濁音表記すべき箇所には濁点のつけられているのはこれを改めた。(例) さつはり↓さつぱり、ぼんと町↓ぼんと町、干瓢↓かんべう干瓢

一 特殊な略体および合字、連体字は現行の字体に改めた。(例) け↓候、さ↓より、り↓参らせ候

一 語注 本文読解の便宜をはかつて、各章の終りに語釈を注記した。

一 付録 西鶴の読解鑑賞の一助として、巻末に本巻所収作品の「解説」ならびに「付図」を収めた。

「付図」は、『新可笑記』に関係の深いものを選んだ。なお、本全集の他の巻々の「付図」もあわせて参照してほしい。

一 索引 『新可笑記』を理解する上で、重要と思われる語句を選び、巻末にその語句索引を掲げた。

本巻の本文挿絵には、国立国会図書館所蔵の『新可笑記』を、また「付図」の作品資料には、赤木文庫所蔵本および国立国会図書館所蔵本を使わせていただいた。

本文の注釈では、先学の研究成果をできるだけ参照した。

巻末の語句索引の作成には、長谷川八重子氏の御助力を得た。

以上の方々に、ここに記して深謝の意を表します。

目次

凡例

新可笑記

序 三

卷一

目録 四

一 理非の命勝負 六

二 ひとつの巻物兩家有 一五

三 木末に驚く猿の執心 二

四 生肝は妙藥のよし 二七

五	先例の命乞	三
---	-------	---

卷 二

目録	四
一 炭焼も火宅の合点	四
二 官女に人のしらぬ灸所	五
三 胸をすへし連判の座	五
四 兵法の奥は宮城野	六
五 死出の旅行約束の馬	七
六 魂よばひ百日の楽しみ	七

卷 三

目録	八
一 女がたきに身替り狐	八
二 國の掟はちえの海山	九
三 掘どもつきぬ佛石	九
四 中にぶらりと俄年寄	一〇
五 取やりなしに天下徳政	一〇

卷 四

目録	二三
一 舟路の難義	二四
二 哥の姿の美女二人	二三
三 市にまぎるゝ武士	二七
四 書置の思案箱	二四
五 兩方一度に神おろし	二五

卷五

目録	一四
一 鍵を引鼠のゆくゑ	一五
二 見れば正銘にあらず	一四
三 乞食も米に成男	一五
四 腹からの女追剥	一五
五 心の切たる小刀屏風	一七

新可笑記解説	一七
--------	----

付圖	一八
----	----

索引	
----	--

入 繪

新
可
笑
記

一

笑ふにふたつ有。人は虚實の入物。明くれ世間の慰み草を集めて詠めし中に、むかし淀の川水を硯に移して、人に見るために道理を書つづけ、是を可笑記として残されし。誰かわらふべき物にはあらず。此題号をかりて、新たに笑わるゝ合点、我から腹をかゝへて、智恵袋のちいさき事、うまれつきて是非なし。

難波俳林

西鵬
松
壽

笑うのに二つの笑い方がある。そらぞらしく笑う者もあれば、心から笑う者もある。人間は虚と実の容れ物のようなものである。明け暮れ世の人々の慰みのために書かれた草子類を集めて読んでいるうちに、昔淀の川水を硯に移して、人に見るために物の道理を書き続け、これを『可笑記』と名づけた本があった。だが、これは真面目な本であって、笑えるような本ではない。自分分はこの書名を借り、『新可笑記』と名づけ、新たに物笑いの種となる覚悟である。われながら腹を抱えて笑うことだ。知恵袋の小さいことは、生まれつきのことであるし、うまい話がないのは仕方のないことである。

難波俳林

西鵬
松
壽

一 虚の笑い（作り笑い）と実の笑いの二つがある。二 類似の表現に、「人は笑あつて、偽りおほし。其心（そのしん）は本（もと）と虚にして、物に依（よ）りて跡なし」（永代蔵、一の二）。三 人の心を慰める草子類をいう。四 『可笑記』の序に、「たゞよき世の波にたゞよふ一瓢（べう）の、うきにういたる心にまかせ、よしあし難波入江のもしは草かきあつべたる海士のすさみ」とある。五 寛永十九年刊の如備子（じょらいし、斎藤意伝か）著の仮名草子、『可笑記』。六 書名には笑うべきおかしな書というが、その内容は番世の教訓に満ちた書で、どうしてどうして笑えるようなものではない、の意。七 西鵬の別号。この年（貞享五年、九月に元禄と改元）の二月、将軍綱吉の思女鶴姫の降（いみな）を使うのを禁ずる法度が出た。すなわち市井では鶴屋という家名や鶴の紋の使用が禁じられ、西鵬も『新可笑記』から元禄四年三月刊の江水編『元禄百人一句』まで、西鵬の号を使用した。八 西鵬の軒号「松寿軒」による雅号印。

新可笑記 卷一

目錄

一 理非の命勝負りひ いのちしやうぶ

武士は人をたすくる一言の事ぶし ひとをたすくる ひとこと

二 ひとつの巻物兩家まきものりやうけにあり

武士は義理死世ぎり じよに惜む事をし

三 木末こきすへにおどろく猿さるの執心しゅうしん

武士は不斷覺悟ふだんかくごの事

一 各巻の目錄副章題も同様な表現形式をとり、武士の処世態度に関する教訓書風の体裁を示す。

二 義理のために自害すること。

三 梢よりとび下りて来た猿の出現に驚いたが、それは猿の報復であった、の意。
なお梢・猿は録語（類船集）。

四 生肝いきぎもは妙藥めうやくのよし

武士は主命しゆめいに替かはる事

五 先例せんれいの命乞いのちごひ

武士は内證ないしやうをみせざる事

四 五月五日生まれの処女の生肝が難病の妙藥であつたという話。

五 主命のために不本意なこともしなければならなかつたこと。

六 ここは奥向き、奥座敷の意。



理非の命勝負



理非の命勝負

古代、徳ある人のいへり。「天のなせる辟は遠べし。自からなせる罪は遠べからず」となり。時に九州の國主、武の政事たゞしく、民百姓をすくはせられ、自然と天運にかなひ給ひ、領地の万木千草までも、國のさかひをかぎつて常にま



されるの
葉色、千
秋の世の
中、月も
清よき時
津風しづ
かなり。
其比、
南都春日

昔、徳のある人がこういうことを言っている。「天のなせる災いは避けることができるが、自らなせる罪は避けることができない」と。ある時、九州の國主に、武の政治を正しくし、民百姓を救わせられ、その行いが自然と天運に叶っておられる人があった。御領地の万木千草までも、國の境を限つて常に葉の色が勝り、千秋万歳に榮える世には、月も澄み人も住みよくて、時節にかなつた風もおだやかであつた。

そのころ、奈良春日の里から、手貝の胡蝶と元興寺の菊若という舞曲の美童が、この國にやつて来た。この二人は同年で音声も揃い、まるで兄弟の美少年かと、見る人が思うほどによく似ていた。この二人が時勢粧をよく歌うので、都を遠く離れたこの土地の人々は恋いこがれた。花・紅葉の美しさは、どこの國、どこの山でも変わらないものである。殊にこれは見慣れない歌舞の曲で



の里より、舞曲の美童、手貝の胡蝶・元興寺の菊若、此人同年に、音

聲そろひ、さながらはらからの艶形かと、見し人思ふ程に似たり。時勢粧をよくうたふに、都とをき目にこがれて、花もみぢはいづくも山更にかはらず。これは見なれぬ哥舞の曲なり。諸人聞傳へて、一詠一楽、わたくしにはをよばざる事をねがひぬ。國のかみ是をあはれみ、城内に舞臺をしつらはせ、左は男棧敷、右のかたは女中とさだめ、土座はすゑくゝの万人自由に見るためと仰せ出されしは、有がたき世にあへる。

理非の命勝負

ある。人々はそれを聞き伝え、自分たちがその二人を呼んで、一度でも歌わせて楽しみたいと、とてもできないことを願うのであった。國の守はこれを思いやり、城内に舞臺を作らせ、左は男棧敷、右の方は女棧敷と定め、土間は下々の者が自由に見るようにと仰せ出された。ありがたい世にあうものだと思ふ人々は感謝した。

折しも秋の初め七夕の夜で、七夕の星が半天にしみじみと輝き、天の川には鳥鵲の橋が掛かり、下界でも舞臺には橋掛りが設けられ、雲龍の水引き幕も涼風にひるがえり、蜀光の錦の掛け幕に光が映つて、銀の燭台の明かりは星の林のごとく、役者もまばゆく思ふほどであつた。棧敷のざわめきも橋掛りの前の松に当たる風も静まつてから、露はらいの踊り太鼓、それに続いて胡蝶・菊若二人の美少年が、緋の袴を腰高に、紋羅の肩衣、袖捲りの紫紐、玉牡丹の簪、白綾の鬘帶、紅粉は白い肌をほんのりと色どり、細い眉は雲間の月がわずかに出たような風情で、唇は丹花をあざむくように赤く、容貌はあくまで妖艶である。金の団扇をたずさえ、足取りに六つの拍子を取って、宵のうちから諸芸をしつくしても、見物の人々はなおそれに飽きたらず、ふけゆく夜の名残りを惜しむのであった。

時しも秋のはじめ、七夕の半天しめやかに、烏鵲のはしかり、雲龍の水引冷風にひるがへし、蜀江のにしきの掛幕ひかりうつりて、銀燭ほしのはやしのごとく、役者も羞明。さじきの松の風おさまつて後、露はらひのおどり太鼓、それより打つゝきて、小てふ・菊若ふたりの美兒、緋のはかまこしだかに、紋羅のかたぎぬ、まくり手の紫紐、玉牡丹のかんざし、しら綾のかづら帯、紅粉は白皮をいろどり、細眉は雲まの月僅に出るにことならず、唇は丹花を欺き、惣じて面子好姪く、金の團扇をたづさへ、足どりに六つの拍子をそなへ、諸藝を宵よりつくして、是にあかずも、明行名残をおしめぬ。

殊更女棧敷は蘭帳・ぢく簾を心の外にうちあげ、國女臈・おつばね・表づかひの女まで、おのが善惡の面を恥ず、青眼すはつて覺えず笑ひを催せり。女はさもこそあるべけれ、男も邂逅に見るなれば、番所を相役とかはり、後は書院・玄關も明て、錠みだりがはしきも、不斷の事ならねば、横目の輩も其通りに見ゆるしける。

とりわけ女棧敷では、蘭帳や軸簾を思はず捲きあげ、國女臈・お局・表使いの女までも、自分の顔の善し惡しを恥じず、青眼がすわつて、思はず笑みを浮かべるほどであった。それは女としては当然であるが、男もたまに見ることであるから、番所を相役と替わり、しまいには書院や玄關をからにして、錠を乱すような有様であつたが、ふだんとは違うことなので、横目の役人もそのまま見許して置いた。

ここにお納戸を勤める奉行が四人いたが、その晩は格別に御用が多く、舞台の様子をはるかに聞きながら、上の空になつていた。ようやく明け方近くになつて、御用を片づけ次第にひとりずつ急いで見に出て行き、あとには一人も残つていなかった。その時、御前近く仕える者がお納戸にはいつて、役者に下される金子が御用ということで、役人をたずねたところ、そこには一人もいなかった。「勤めの席を空にするとは無責任なことだ」と言つているところへ、奉行の人たちが帰つて来た。そしてお金を渡そうとして見ると、心覚えの五百両包みが一つ紛失していた。いろいろ調べて見ても、確かにどこにもないことがわかり、役人は当惑したが、それというのも役目の怠慢から起こつたことであつた。

その夜も明けて七月八日に、老中はそのことを御前に披露し、